

## 行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	ものづくり振興課	整理番号	3-6-21
処分の種類	容器検査所で検査できる容器等の制限			
根拠法令条例等・条項	高圧ガス保安法第50条第4項			
処分の概要	容器検査所の登録又はその更新に際し、その容器検査所において容器再検査又は附属品再検査を行うことができる容器又は附属品の種類を制限することができる。			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	未設定 (過去に先例なし、法令の定め以上に設定するのが困難)			
基準の制定根拠				